

平成 30 年 第 13 回
江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 1 時
場 所：教育委員会室

教育長	齊 藤 猛
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	古 卷 熱
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴 田 靖 弘
	学校配置計画課長	川 勝 賢 治
	学務課長	植 田 光 威
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	石 塚 修
	統括指導主事	松 塚 智加子

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	志 村 一 彦

	開会時刻 午後1時
斎藤教育長	ただいまから、平成30年第13回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。
	[傍聴人入室]
教 育 長	日程第1、署名委員を決定します。上野委員と松原委員にお願いします。 続いて日程第2、議案の審議にまいります。 第26号議案、江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進課長事務取扱 教育委員会事務局参事	第26号議案、江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてご審議をいただきたいと思います。お手元に横版でお示しいたしました告示(案)でございます。江戸川区文化財保護条例第5条第4項の規定に基づきまして、別表の江戸川区登録文化財の保持団体の認定及び登録を解除するというものでございます。ちなみに今回は2件の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。 こちらの二つの団体から解散の届け出がございました。文化財保護条例第5条第4項の規定と申しますのは、区登録無形文化財の保持者が死亡したとき、またはその保持団体が解散したときは、当該保持者または保持団体の認定は解除されたものとし、区登録無形文化財の保持者全てが死亡したとき、またはその保持団体の全てが解散したときは、当該区登録無形文化財の登録は解除されたものとする。この場合には、教育委員会はその旨を告示しなければならないとなってございます。この規定に基づきまして、この2団体から解散の届け出が出ております。1点目の無形民俗文化財・風俗慣習、松本の念仏講、保持団体は和讃講、伝承地は松本でございます。今回の認定解除及び登録解除の理由としましては、保持団体の解散。同じく無形民俗文化財の風俗慣習、鹿骨東の念仏講からの届け出もございました。それぞれ概要についてご説明申し上げます。

	<p>1点目の松本の念仏講でございますが、昭和58年3月に登録無形民俗文化財の風俗慣習に登録をされました。旧松本村の旧家で組織された和讃講として活動をされておりましたが、かつては講中人数は56名ほどいらっしゃって、6組に分かれていて都内の念仏講では多いほうでございました。内容、行事としては念仏講、百万遍、彼岸のお参り、新年会などを行っておりました。今回の解散の理由でございますが、講員が高齢となり新規加入もないため、人数が少なくなり今後継続が困難となり保持団体を解散したというものでございます。これによりまして、保持団体の認定は解除され、またこの松本の念仏講につきましては、唯一の保持団体としてこの団体がございましたので、この登録についても解除されるというものでございます。平成29年12月31日の解散で、平成30年4月10日付で解散の届け出を提出されております。</p> <p>2点目の、鹿骨東の念仏講でございますが、こちらは平成6年2月に同じく登録をされております。旧鹿骨村の東部地区の旧家23軒ほどで構成されていた念仏講でございましたが、過去さかのぼりますと、少なくとも1804年から続いているというようなものが確認できてございます。登録時の構成員は16軒ほどで、毎月21日に月なみ、それから昼過ぎに当番の家に集まってお念仏を上げていたという活動をされておりました。今回の登録解除の理由としましては、やはり講員が高齢となり、新規加入もないため人数が少なくなり団体の継続が困難ということでの届け出でございます。平成29年10月30日に解散ということで、これも平成30年4月10日付で解散届を受理していただいております。内容については、私どもの学芸員がその後調査をさせていただいた上で今回の届け出を受理したということになります。</p> <p>今回ご審議をいただいた上で、告示をさせていただくということでございます。説明は以上です。</p>
教 育 長	何か質問、意見などはございますか。
上 野 委 員	今この二つについて学芸員の方が調査したということですが、具体的に言うとどういうところを調査するのですか。
教育推進課長	まず、この解散の旨の連絡をいただきまして、その上でその代表の方に確認をしていきます。今現在どういった活動状況かということでお話を伺った上で、もう講員の方も少なく、これ以上は続けられないと。ご高齢で体調も

	思わしくないという話を両団体からお聞きしまして、その上で届け出をいただき、そして今回、教育委員会での議決をいただければというご報告でございます。
上野委員	ご高齢化したり、構成員の人たちが少なくなったりということなのですが、規則か何かで解散の手続をとっていたのですよね。多数決とか、そういうものはきちっと経ているんですか。
教育推進課長	例えば鹿骨の念佛講さんのはうで言えば、29年7月に講員の方々がお集まりになって、話し合いをして解散を決めたというお話を代表の方に確認をした上で、この届け出の解散届けといった書式をお渡しいたしましたその申請をいただきました。
松原委員	素朴な質問なのですから、やはり後継者がいないというのは恐らく他の富士講とかいろいろなものも同じなのかなというふうに思うのですよね。貴重な無形文化財なのですから、今後こういった江戸川区由来の風俗習慣とか講について、教育委員会としてどういう方向で残していくという何か策はあるのですかね。
教育推進課長	私どもは、この登録それから指定という形でいただいた文化財については、保存をしていくということが使命でございまして、その一つの策としましては、登録無形文化財、登録文化財の場合には、奨励金という形で支援をさせていただきます。指定文化財につきましては、補助金という形で同じく保存していく上で必要な支援をさせていただいているという状態です。ただ、どうしてもこうした講は、やはり高齢化ですか、そういう風習的なもので解散されるところが続いておりますので、講の活動をこのような報告書のようなもので記録し、登録をしたときには必ず冊子で紹介をさせていただいております。最近では下鎌田の富士講がやられておりますので、ビデオで残すといった形でこういった活動があった、こういった嘗みがあったということを記録として残していくっております。
古巻委員	基本的なことをお聞きしたいのですが、区の登録文化財の保持団体というのは、今幾つぐらいあるのですか。
教育推進課長	今現在251件、登録・指定がございます。これは保持団体ということで

	はなくて、無形、それから有形、建物も含めまして全てということで251件ということになります。
古巻委員	解散ということで届け出があったということですが、例えば学芸員なりの方が、この251件の保持団体の日常的な活動といいますか、そういうものを吸い上げたりとか、例えば月に1回は報告してもらうとかそういうようなことはやっているのですか。
教育推進課長	先ほど申し上げました奨励金ですか、補助金の際には必ず毎年申請をいただきます、その申請の中で活動状況の報告がございます。その上での支給という形をとっております。また、やはり251ありますので、1年間全部というわけにはいきませんが、順次、学芸員が登録文化財のところには調査に入ります。傷んでしまったというのがそのままになっていては困るということでございますので、そういう調査は日常の業務として行っております。
古巻委員	解散の届け出がなくて、例えばもう無名無実化しているというようなことというのはないですか。届けがなければ解散しないのか、その辺がちょっとわからないんですけど。
教育推進課長	確かに過去には時々、登録した個人の方、それから団体さん、代表の方がお亡くなりなってそのままといった例もありました。ですので、今、学芸員が確認することをしておりますが、ご家族も登録しているとかそういったことがわからない例もありますので、毎年、奨励金、補助金の申請の書類をお送りしていますけども、そういったときに気がつかれることがあります。
上野委員	これ、二つとも念仏講ですよね。念仏講の場合はまず人の活動といいますか、集まって、そしてお念仏等をするというのが風習だと思うので、いわば人間の行為というか活動が主になっているのだろうと思うのですが、ここに文化財、風俗習慣と書いてありますけれども、どちらかというと風俗習慣のほうだと思うのですよね。それに対して民俗文化財のほうは、それに伴ういろいろな文化的な物だろうと思うのです。この、物のほうは補助金や奨励金というものを出したりなんかして、いろいろ保持してきたわけですから、人間的な集まりが解散した後、何かそういう物が残れば、それに対してはどう

	い 다양한 보관을 해いくのですか。
教育推進課長	昨年、登録指定をいただきました下鎌田の富士講もそうでしたけれども、その活動自体も続けていただいていることについては無形民族文化財として指定をさせていただきました。ただ、その活動で使っている道具も文化財として年度末に指定をさせていただきました。そのように、もし今回の念佛講でお使いになっているものが、所持者の方がこちらに寄贈したいとか保存してほしいという申し出をいただきますと、これを調査させていただいた上で、また新たな登録の文化財として、物自体を保管、保存していくということをやっていくこともございます。
上野委員	そういうふうなものを登録して区の所有物とすると。じゃあ、そういうことをする前の、例えばこの二つの場合でそれに伴う文化財があっても、その行為がなく、あるいは個人の所有物であるというような場合はそのままにせざるを得ないですね。
教育推進課長	所有はそのまま持ち主の方が所有するので、例えば仏像なんかもそうです。お寺さんの仏像でも、指定文化財として指定させていただいている。それを保存していただく。同時に公開もしていただくという、指定登録ということになります。その保存、公開をしていただくご了解をいただいた上で、私どもも調査をして登録指定をさせていただく。その保存、公開していただくための補助金、奨励金をお出ししている。そういうことになります。ですから、教育委員会が所有しているものもありますが、所有がこちらに移るというのは、その所有者の寄贈のご意思があって初めてということになります。
上野委員	そういうものもあるわけですね。わかりました。
古巻委員	補助金、奨励金等は年に一度ということですが、その額というのは、各団体、皆さん同じように決まってあるのですか。
教育推進課長	例えば、今回の無形民俗文化財の場合でございますけれども、登録団体としての奨励金については一団体5万円ということです。
古巻委員	保持団体の規模によっては、その5万円を超えることがあるのか。5万円が上限なのか、5万円を基準としてそれ以上の上乗せなどそういう配慮がな

	されるのかどうか。
教育推進課長	基本的に単価は規模とかそういうことではなくて、有形文化財でも5万円が上限でございます。その他ものによっては2万円と決まっているものもございます。
古巻委員	使用の中身とかの収支報告書というのはとるのですか。
教育推進課長	特に報告書はとっておりません。
石井委員	念佛講ということで、多分それぞれの講でもって独特の節回しといいましょうか、特に和讃なんかはずっと受け継いできたようなものがあるようにも思います。そういう意味合いで、文字は当然残っては来るのですけれども、先ほど参事もおっしゃっていましたけど、映像として念佛講、和讃というものを残していただければなと思うのですが、そこら辺はいかがでしょう。
教育推進課長	実は今回の二つの団体については写真では残っているのですが、ビデオでは残念ながら残っていません。そういうこともありますて、なるべく残していくこうということで、下鎌田の富士講を撮らせていただきましたけども、今回の二団体はちょっと古いものでございまして、記録としては残っていないということでございます。
教育長	他になければ、第26号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
教育長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて日程第3、教育委員会事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いします。 2件ありますので、続けて説明願います。
教育推進課長	教育委員会後援名義の使用承認について、2点教育推進課より御報告を申し上げます。 1点目は、夏の展覧会、申請者は関口美術館館主でございます。12回目の教育委員会の後援名義の申請として、同時に区の後援名義も申請されてい

	<p>ます。事業目的でございますが、子どもたちに芸術にふれて感性を磨いてもらう機会とすることを目的とする。夏休みに親子でゆっくりと鑑賞していただきたい。展示物、抽象絵画を中心に約20点あります。実施日時でございますが、30年7月21日(土)から8月10日(金)まで、関口美術館東館におきまして、一般区民を対象に行います。経費の徴収でございますが、入館料としてこの東館につきましては一般が500円、学生が無料となっております。</p> <p>2点目でございます。第12回江戸川区少年少女囲碁大会・親子囲碁入門教室。申請者は江戸川区囲碁連盟会長でございます。教育委員会の後援名義2回目となっております。同時に区のほうにも申請をされています。事業の目的でございますが、囲碁の交流を通じて伝統文化を継承し、子どもの健全育成を目的に開催をするということでございます。実施日時は、平成30年9月9日(日) グリーンパレス4階集会室・ホールにおきまして、大会は対象4歳から中学生。そして教室のほうは4歳から大人までということになります。経費の徴収でございますが、大会に参加される方は500円、入門教室は無料となっております。</p> <p>以上2点につきまして、それぞれ企画書を1枚ずつでございますが、添付してございます。私から報告は以上でございます。</p>
教 育 長	何か質問、意見などはございますか。
石 井 委 員	関口美術館のほうで、学生が本館も見たいという時は、入館料はどういうふうになりましょうか。
教育推進課長	本館のほうは、別途料金をいただくということで聞いておりますけれども、本館・東館共通チケットということで、大人800円。本館だけのとのではないですね。本館は有料で東館の企画展のほうだけは無料ということになります。
石 井 委 員	学生が本館に入りたいというときは、800円。
教育推進課長	大人が800円となっていますので、学生の代金はちょっと把握してございません、すみません。
松 原 委 員	囲碁教室のほうなのですけど、理事長の田島さんは春江小の会長さんです

	よね。熱心で本当にお世話になっていると思うのですけども、大会に出る子どもたちの場合には500円ということなのですが、大会ですから多分、賞か何か出るのじゃないかな。その辺についてはどのようになっているのでしょうか。
教育推進課長	お一人500円ということで、大会参加者からいただきますけれども、優勝から3位に賞状・賞品。これはクオカードと書いてありますね。それからブービー賞も出すと。クラス別でやられますので、名人戦、AからD級、A・B・C・Dハンデ戦、E級戦、F級戦というようなクラス分けがございます。全員に参加賞があります。
石井委員	関連してなのですが、そうしますと使用申請一覧で、賞状・副賞等なしに丸がついていますけど、有りですね。
教育推進課長	この賞状・副賞というのは教育委員会からあるかないかの部分でございます。ですので、これは教育委員会からは出ていませんということです。
石井委員	わかりました。
教育長	よろしいですか。 他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛同の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕
教育長	賛成多数と認めます。これにより会議は秘密会となります。傍聴人の方は退室願います。 なお、秘密会終了後の再入室は可能です。 〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔傍聴人再入室〕

教 育 長	次に、いじめ電話相談、平成30年6月分についての報告をお願いします。
市川教育研究所長	<p>それでは、6月分のいじめ電話相談について、ご報告をさせていただきま す。資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、月別相談件数のところでございます。6月は1件、1回でございま す。続いて、学齢別・男女別件数をごらんいただきたいのですが、小学校6 年生の女子児童にかかる件数として1件1回でございます。相談の内訳で ございますけれども、主訴別ですと、暴力、それから直接の言葉によるもの、 間接的な言葉によるもの、あとその他、これは仲間外れとかそういうこと が該当します。それから、相談者でございますけれども、こちらはこの女子 児童の母親でございます。</p> <p>概要だけ説明申し上げますけれども、この児童については、小学校4年生 のころからいじめがあったと。その都度、担任には相談しているんだけれど も、なかなか状態が改善しない。どこに相談したらいいのかといった主訴で ございます。相談員のほうからは、助言という形でまず、学校の管理職に相 談してみてはどうか。それから、教育委員会の指導室に相談してみてはどう かと二つご提案したのですが、こちらについては、まず、管理職のほうに相 談してみますといったところで受けとめていただきました。</p> <p>さらにかなり相談員から見て、お母様のほうがいろいろな悩みを抱えてい らっしゃることがうかがえたということですので、教育相談を継続的に行う ことをお勧めして、その結果、お申し込みいただいて、これから継続的な相 談をさせていただくといった運びになりました。</p> <p>指導室への相談、連絡については、まず学校の管理職にということです ので、現時点では指導室への情報提供は拒否されているような状況でございま す。いずれ必要があればお願いしたいというようなお話でございました。</p> <p>概要は以上でございます。</p>
教 育 長	何か質問、意見などはございますか。
松 原 委 員	管理職を選択なさって、連絡をおとりになったんですね。
教育研究所長	なったかどうかは今のところはわからないです。
松 原 委 員	わからない。それで、研究所のほうで教育相談をこれから実施すると。

教育研究所長	お申し込みは終了されていますので、これから定期的に、恐らく月1回とか調整しながら進めていくという状況でございます。
松原委員	それは研究所の電話相談の中でとりあえずそういうご判断をなさったということでいいですか。
教育研究所長	そうですね。お母様は、まずは学校の管理職に相談してみると。あとそれから、教育相談室の継続的な相談もお願いしますといった形でこの電話は終わっています。
松原委員	ちょっとお願いがあるんですが、この学校の管理職の先生がこの辺の事実をぜひ理解していただければなというふうに思うんですけど。
教育研究所長	はい、そうですね。
石井委員	小6の女の子ということで、相談の内訳に暴力も入っておりまして、女の子に対しての暴力というのはちょっと尋常ならざるものを感じるのですが、そこら辺のところで、1対1ではないような感じもするんですけども、問題のない範囲で教えていただけませんでしょうか。
教育研究所長	4年生のころのお話をされたときに、特定の男子児童からたたかれたり蹴られたりされたというようにおっしゃっています。たたかれたり蹴られたりというのが6年生まで継続的に続いたかどうかは、電話のお話ではちょっとわからないのですが、ただ、4年生のときにたたかれたり蹴られたりというのは特定のお子さんであって、集団ということではないように理解しております。
石井委員	でも、その他のところで、さっき仲間外れというようなことをおっしゃつていて、1人で仲間外れというのも変な話なので。
教育研究所長	その件については、結局1人の子がこの女子児童に対して、あの子はこうだからみたいな話をして、それで周りの子が避けるようになったりとかそんなようなことがあったということのようです。
石井委員	なるほど、ありがとうございます。

教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
教 育 長	<p>他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。</p>
教育研究所長	<p>次に、「日曜」不登校相談についての報告をお願いします。</p>

続きまして、これは例年教育研究所が行っている事業でございますけれども、「日曜」不登校相談についてでございます。

まず、小・中学校長宛ての通知文をごらんいただきたいのですが、こちらは、小・中学校の校長に協力依頼をする手紙でございます。概要はこちらで説明させていただきますが、この「日曜」不登校相談のところですが、記書きの下のところ、日時ごらんいただきたいのですが、年間2回計画しております。第1回は9月30日(日) それから、第2回は2月17日(日)でございます。場所はグリーンパレスの教育相談室で、対象は不登校相談と銘打っていますので、江戸川区在住、あるいは在学の不登校、または不登校傾向の小・中学生の保護者の方、それから本人ということです。

なお、保護者のみの相談も受け付けていますので、そこは適時対応したいというふうに思います。一応、目安として定員、各回8組というふうにしています。年間2回ですから合計16組を想定しております。

実施内容ですが、こちらは個別の教育相談でございまして、1回の相談時間はおおよそ80分を予定しています。申し込みについては、直接保護者の方からお申し込みをいただき、予約制を敷いております。

例年、大体8組を超えることは今のところはないので、予定としては8組というふうに考えていますが、多少超えるようであれば日程の中で調整するか、もしくは、平日定期的に行っている教育相談の中でも対応するというようにご紹介していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、もう一枚資料つけさせていただきましたが、こちらは配布用のチラシでございます。今回のチラシは、第1回9月30日分のみ記載しているところでございます。こちらについては、「日曜」不登校相談に限ったことではなく、下のところで囲みで、平日の教育相談についてもご案内させていただき、こちらもあわせて周知したいというふうに考えているところでございます。こちらについては、各学校の協力を得ながら該当するであろう保護者の方、それから、教職員に周知していただきますようお願いしたいという

	ふうに考えています。 以上でございます。
教 育 長	何か質問、意見などはございますか。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、平成 30 年第 13 回教育委員会定例会を終了します。 ありがとうございました。 閉会時刻 午後 1 時 5 分